

○枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例

平成7年6月26日条例第25号

改正

平成8年6月21日条例第13号

平成9年10月1日条例第22号

平成10年3月30日条例第15号

平成10年12月22日条例第27号

平成10年12月22日条例第30号

平成12年6月23日条例第27号

平成13年3月27日条例第11号

平成17年3月30日条例第9号

平成19年12月18日条例第29号

平成21年6月19日条例第19号

平成24年12月26日条例第22号

平成26年3月14日条例第10号

枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例

枕崎市父子及び母子家庭の医療費助成に関する条例（昭和54年枕崎市条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るために行うひとり親家庭等に係る医療費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（その児童が児童を監護しない父若しくは母（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき又は父若しくは母の配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているときを除く。）の父又は母が当該児童を監護する家庭をいう。

- （1） 父母が婚姻を解消した児童
- （2） 父又は母が死亡した児童
- （3） 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- （4） 父又は母の生死が明らかでない児童
- （5） 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- （6） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- （7） 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- （8） 母が婚姻によらないで懐胎した児童

- (9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童
- 3 この条例において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童で、養育者（その児童を養育する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親以外の者をいう。以下同じ。）に監護されているものをいう。
- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 前項各号のいずれかに該当する児童であって、父母が監護しないもの
- 4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。
- 5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 6 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 7 この条例において「一部負担金」とは、保険給付又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により医療、医療費の支給若しくは訪問看護療養費の支給（以下「保険給付等」という。）を受ける者が負担すべき額をいう。
- 8 この条例において「訪問看護ステーション」とは、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。
- (対象者)

第3条 この条例に基づき医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童
- (2) 父母のない児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉施設又は障害者支援施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者
- (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (4) 枕崎市重度心身障害者医療費助成条例（平成5年枕崎市条例第13号）に基づき医療費の助成を受けることができる者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭等の父

又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としなない。

(1) ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

ア 第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

イ 第2条第2項第6号又は第7号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 第2条第2項第9号に該当する児童

(2) ひとり親家庭等の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭等の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭等の父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するもの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、当該損害を受けた月から翌年の7月31日までの医療費の助成については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、前項の規定を適用しないものとする。

（助成）

第4条 市長は、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に支払った対象者又は養育者に対して、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、毎月分の一部負担金の支払額とする。この場合において、対象者が受けた保険給付等について、次に掲げる給付がなされるときは、当該対象者又はその養育者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者又はその養育者の一部負担金とみなす。

(1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付

(2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額医療費

(4) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付

(5) 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

（証明手数料の助成）

第4条の2 市長は、前条の規定により医療費の助成を受ける者で、当該助成に係る証明手数料を保険医療機関等に支払ったものに対して、当該証明手数料の額を証明手数料助成金（1件につき50円を限度とする。）として支給する。

2 証明手数料助成金の支給等に関しては、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、「助成金」とあるのは「証明手数料助成金」と読み替えるものとする。

（受給資格者の登録）

第5条 対象者又は養育者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

（受給資格者証の交付）

第6条 市長は、登録を行ったときは、当該登録を受けた対象者又は養育者（以下「受給資格者」という。）に対して、ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付する。

（届出の義務）

第7条 受給資格者は、規則で定めるところにより、毎年1回その現況を市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（受給資格者証の提示）

第8条 対象者が療養を受ける場合は、保険医療機関等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

（助成金の支給申請）

第9条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、保険給付等を受けた日の属する月から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（助成金の支給）

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査のうえ助成金の額を決定し、その申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1） 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。

（2） 対象者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、その第三者がその損害を賠償したとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお枕崎市父子及び母子家庭の医療費助成に関する条例（昭和54年枕崎市条例第12号）の規定の例による。
- 3 附則第4項の規定による改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例の規定及び附則第5項の規定による改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(枕崎市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

- 4 枕崎市乳幼児医療費助成条例（平成5年枕崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

- 5 枕崎市重度心身障害者医療費助成条例（平成5年枕崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成8年6月21日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、平成8年4月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則（平成9年10月1日条例第22号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。〔以下略〕
- 3 〔前略〕第2条の規定による改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条の2〔中略〕の規定は、平成9年10月1日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第7号の児童に該当し、かつ、平成10年7月31日以前に父から認知されたものを監護する者から、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3月以内に助成金受給資格者登録の申請があり、市長が助成金受給資格者であると認めたときは、当該児童を監護する者及び当該児童は、平成10年8月1日から助成金受給資格者であったものとみなして、同日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成から改正後の条例の規定を適用する。
- 3 改正後の条例第2条第2項第7号の児童に該当し、かつ、平成10年8月1日以後に父から認知されたものを監護する者から、施行日から起算して3月以内に助成金受給資格者登録の申請があり、市長が助成金受給資格者であると認めたときは、当該児童を監護する者及び当該児童は、当該児童が父から認知された日から助成金受給資格者であったものとみなして、同日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成から改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成10年12月22日条例第30号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月23日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成17年3月30日条例第9号）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第29号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成24年12月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、平成24年11月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成26年3月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

平成7年6月26日規則第21号

改正

平成8年6月21日規則第9号

平成9年10月1日規則第27号

平成10年12月22日規則第44号

平成20年3月31日規則第11号

平成21年7月1日規則第32号

平成22年3月31日規則第11号

平成24年3月30日規則第14号

平成24年12月26日規則第24号

平成26年3月31日規則第13号

平成28年3月31日規則第15号

枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

枕崎市父子及び母子家庭の医療費助成に関する条例施行規則（昭和54年枕崎市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（登録）

第3条 条例第5条に規定する登録を受けようとする対象者又は養育者は、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（受給資格者証の交付等）

第4条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めた者については、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者登録台帳（様式第2号）に登録し、所要事項の記載を行うとともに、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者証（様式第3号。以下「受給資格者証」という。）を当該申請をした受給資格者に交付する。

2 前項の審査の結果、不適当と認めた者については、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者登録申請却下決定通知書（様式第4号）によりその旨通知するものとする。

（届出事項）

第5条 条例第7条第1項に規定する現況の届出は、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者現況届（様式第5号）に受給資格者証その他必要な書類を添えて、毎年7月1日から7月31日の間に行わなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び対象者等の住所、氏名
- (2) 被保険者氏名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号

- (5) 付加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 対象者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) その他必要な事項

3 前項各号に掲げる事項に係る届出は、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格認定事項異動届（様式第6号）に受給資格者証を添えて行わなければならない。

（受給資格者証の返還）

第6条 受給資格者は、対象者が条例第3条に規定する受給資格を失ったときは、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格喪失届（様式第7号）に受給資格者証を添えて届け出なければならない。

（受給資格証の再交付）

第7条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は紛失したときは、市長に対し、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第8号）により再交付の申請を行わなければならない。

（助成金の支給申請）

第8条 条例第9条に規定する助成金（証明手数料助成金を含む。以下同じ。）の支給申請は、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、診療を受けた日の属する月の翌月以降行うものとする。

- (1) 医療保険に係る被保険者証又は組合員証
- (2) 受給資格者証
- (3) 条例第4条第1項に規定する保険医療機関等が発行する領収書又は医療証明書及び証明手数料の領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（支給の決定等）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金支給（申請却下）決定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 条例第11条の規定による助成金の返還通知は、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書（様式第11号）により行うものとする。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお枕崎市父子及び母子家庭の医療費助成に関する条例施行規則（昭和54年枕崎市規則第14号）の規定の例による。

附 則（平成8年6月21日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定は、平成8年4月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則（平成9年10月1日規則第27号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 〔前略〕第2条の規定による改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第8条〔中略〕の規定は、平成9年10月1日以後の診療に係る助成金の支給申請から適用し、同日前の診療に係る助成金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月22日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日規則第32号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第14号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。